

## 市民活動支援のための備品貸出要領

### （目的）

第1条 この要領は、市民活動の活性化を図り、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、公益活動を行う市民活動団体等に対して、市が所有する備品を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （貸出備品）

第2条 貸し出しを行う備品は、別表のとおりとする。

### （対象者）

第3条 備品の貸し出しを受けることができる者は、本市で公益活動を行う、市内在住・在勤又は在学者が主たる構成員となる団体等とする。

### （対象となる行事）

第4条 備品の貸し出しは、前条に規定する団体等が、営利(原材料費等の実費相当額の徴収を除く。)を目的としない行事を開催する場合に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該行事が次の各号のいずれかに該当するときは、貸し出しを行わない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとする場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合
- (4) その他、市長が不適當と判断した場合

### （使用料）

第5条 備品の使用料は、無料とする。なお、貸出期間中における運搬及び使用に要する費用は、使用者の負担とする。

### （使用の申請及び許可）

第6条 備品を借り受けようとする団体等(以下「使用者」という。)は、原則として借受日の2ヶ月前から前日までの開館日に備品借用申請書(様式第1号)を市に提出しなければならない。ただし、市民活動推進センターららポート内で使用し、当日に貸出・返却する場合は、備品借用申請書の提出を省略することができる。

2 市長は前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認めた場合は、備品を貸し出すものとする。なお、市長は貸し出しにあたっては条件を付することができる。

(貸し出しの変更等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出条件を変更し、又は貸し出しを取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要領又は貸出条件に違反したとき。
- (2) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(管理責任)

第8条 使用者は、備品を善良に管理するものとする。この場合において、使用者は備品を他の目的に使用し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、備品に棄損又は滅失を生じさせたときは、それによって生じた修繕及び賠償の責任を負うものとする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(返却)

第9条 備品の貸出期間は、原則として3日以内（休館日除く）とし、備品の使用が終わったとき、又は使用許可が取り消されたときは、使用者はただちに現状に復して返却しなければならない。

(事故等の処理)

第10条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

|   | 貸出備品       | 数量 | 型番                                       |
|---|------------|----|------------------------------------------|
| 1 | プロジェクター    | 2  | EPSON EB-1785W<br>EPSON EB-1771W         |
| 2 | スクリーン      | 1  | IZUMI-COSMO RS-80V                       |
| 3 | アンプ・マイクセット | 1  | Audio-technica ATW-SP1910                |
| 4 | 書画カメラ      | 1  | EPSON ELPDC06                            |
| 5 | 乳幼児用おもちゃ   | 各種 | ボールプール、ブロック、<br>絵本、ゲーム等                  |
| 6 | ららポートスタンド  | 1  |                                          |
| 7 | テント        | 2  | SOUTHERN PORT SP23-6084<br>250 cm×250 cm |

※1から5の備品については、原則、市民活動推進センターららポート内での使用とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

備品借用申請書

年 月 日

生駒市長様

団 体 名  
住 所  
担当者名  
電話番号

市民活動推進センターららポート備品借用願い

市民活動支援のための備品貸出要領第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸出期間          | 年 月 日 ~ 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 使用場所          |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 使用目的          |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 貸出品目          | <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> アンプ・マイクセット<br><input type="checkbox"/> 書画カメラ <input type="checkbox"/> おもちゃ <input type="checkbox"/> ららポートスタンド <input type="checkbox"/> テント<br><input type="checkbox"/> その他（                      ） |
| 数量            |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 使用に関する<br>誓約書 | 備品の使用に際して、次の事項を誓約します。<br><br>1 担当課の指示に従い機器を善良に管理します。<br><br>2 申請時の目的外の使用、転貸はしません。<br><br>3 使用が終わり次第、速やかに返却します。<br><br>4 自己の責任により備品を毀損又は故障させた場合は、担当課の指示のもと、責任をもって弁償又は修繕を行います。<br><br>5 上記のほか、要領等を遵守し、かつ、市の指示に従って使用します。                                                                       |